

施策項目7 人材の養成・確保

現状と課題

- 道内の大学などで、保育者の養成が行われているが、地域の養成課程を有する大学・学部、高等教育機関においては、最新の知見に基づいた教育・研究が期待されることから、常に最新の情報の収集に努めることが求められている。
- 採用後の保育者が自身のキャリアプランをイメージして安心して前向きに働くことのできるような研修等の体制づくりが求められている。
- 本道の保育士などの有効求人倍率は、平成30年2月現在において、2.20倍と、全職種の1.16倍を大きく上回っており、担い手不足の現状があることから、保育者の処遇改善や労働環境の改善などが求められている。

施策の方向性

- ◆ 養成機関と連携し、子どもや子どもを取り巻く環境等の実態に対応できる保育者を育成します。
- ◆ 人材を確保するため、保育者の処遇改善、生産性向上を通じた労働負担の軽減のほか、保育者がキャリアプランをイメージし、安心・快適に働くことができる体制づくりを進めます。

施策の展開

1 人材の養成

【道・道教委の取組】

- ・ 道が行う研修や助言等さまざまな機会を通じて得られた保育者のニーズに関わる情報を、養成機関へ提供します。

【養成機関の取組】

- ・ 「北海道幼稚園教諭養成校協会」をはじめとする幼児教育関係団体等の連携により、幼稚園教諭、保育士及び保育教諭*の養成はもとより、現職保育者の研修、並びに保育職の魅力の発信等について、協力体制を一層強化することが求められます。

2 人材の確保

【道・道教委の取組】

- ・ 福祉人材センターと連携しながら、離職保育士の登録制度などに取り組み、保育所等への早期復職を支援します。
- ・ 保育者のキャリアアップのための研修の実施により、幼稚園、保育所及び認定こども園*の保育者の処遇改善を図ります。
また、保育者に対する処遇改善の取組について、学生、保護者、教職員などに広く周知し、理解を促進します。
- ・ 高校生の職場体験などを通じて、保育者の仕事について、理解の促進を図ります。
- ・ 幼稚園設置基準並びに保育所や幼保連携型認定こども園の職員配置基準の改善を国へ要望するなど、働きやすい職場環境づくりに努めます。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 幼児教育施設に対し、運営費における処遇改善加算等を活用した保育者の処遇改善が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 研修への計画的な参加促進等、保育者等のキャリアプランを念頭においた人材育成が求められます。
- ・ 保育者が働きやすい職場環境づくりに向けた取組を進めるとともに、運営費における処遇改善加算等を活用した保育者の処遇改善を実施するなどの取組が求められます。

施策項目8 研修の充実

現状と課題

- 研修の参加目的が保育者の資質・能力の向上であるため、幼児教育施設の多様なニーズに対応した研修を実施することが求められる。また、研修参加の機会が特定の職員に偏ることなく、かつ、参加した保育者が研修成果を共有し、組織として役立てることが重要である。
- 幼児教育施設においては、園内研修*の実施回数が年2～3回にとどまる施設が多く、預かり保育*や子育ての支援など教育課程*以外の活動へのニーズの高まりから研修時間の確保が難しくなっている現状を踏まえ、保育者が計画的に研修等に参加できる体制の構築が求められている。
- また、園外研修*の実施についても、道主催の研修については開催場所が限られていることや、週6日開所の保育所及び認定こども園*の参加が少ないことを踏まえ、開催方法を工夫するなどして、参加を促進する必要がある。
- 近年の幼児教育施設の小規模化を踏まえ、保育者の交流の機会を確保することが求められている。

施策の方向性

- ◆ 保育者がキャリアステージに応じた資質・能力を身に付けられるよう研修体系の整備と研修内容の充実を図ります。
- ◆ ビデオ会議システムなどを活用した遠隔研修*の充実なども含め、道内に点在する幼児教育施設の保育者が、参加しやすい研修体制を整備します。

施策の展開

1 園内研修*の充実

【道・道教委の取組】

- ・ 手引きの作成や指導・助言等を通して研修の充実を図ります。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 市町村内の幼児教育施設及び小学校との合同研修の機会の確保など、市町村の課題に対応した研修内容の充実が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 評価結果を踏まえた教育活動等の改善に向けた研修計画を作成するとともに、保育者の研修時間の確保が求められます。

2 園外研修*の活用促進

【道・道教委の取組】

- ・ 保育者のキャリアステージに応じた体系的な研修の実施や、ビデオ会議システムを活用した遠隔研修*の実施、オンデマンド教材*を活用した研修の実施に係る支援、研修の開催時期や日時の工夫など、幼児教育施設のニーズを踏まえた研修内容の充実にも努めるとともに、保育者が参加しやすい研修機会の確保を図ります。
- ・ 道主催研修を管内単位など幼児教育施設の身近な場所で開催する機会を拡充するなどにより、幼児教育施設における人材育成を支援します。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 保育者に研修への積極的な参加を促進するとともに、幼児教育施設間や小学校との合同研修を実施するなど市町村の実情や課題を踏まえた研修体制の整備が求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 保育者の資質向上のため、職員の計画的な育成にも努めるとともに、業務の補助をする者の活用を含め、勤務体制の工夫をするなど、保育者の研修機会の確保にも努めることが求められます。
- ・ 研修へ参加した保育者による幼児教育施設内での研修成果を共有するなどして幼児教育の理解を深めることが重要です。

施策項目9 助言体制の充実

現状と課題

- 幼児教育施設においては、園内研修[※]の実施回数が年2～3回にとどまる施設が多い。
- 各施設の要請に基づき園内研修を支援する人材を派遣することにより、全ての幼児教育施設において助言を受けられる体制が整えられることが重要であり、専門的知見や豊富な実践経験を有する人材の確保が求められている。

施策の方向性

- ◆ 幼児期における教育の質の向上のため、幼児教育施設の園内研修を支援する人材の計画的な育成・配置等など、幼児教育を推進する体制の充実を図ります。
- ◆ 道立特別支援教育センターの教育相談などを通じ、教育相談機能の充実を図ります。

施策の展開

【道・道教委の取組】

- ・ 園内研修*を支援する人材を各振興局（教育局）管内に配置し、幼児教育施設に対する助言体制の充実を図ります。
また、園内研修を支援する人材の質を確保し、助言体制の高度化を図るための取組を推進します。

【市町村・市町村教委の取組】

- ・ 市町村が幼児教育施設や小学校を対象として実施する研修会等に、園内研修を支援する人材などを積極的に活用することが求められます。

【幼児教育施設の取組】

- ・ 園内研修を支援する人材の活用など、園内研修の充実が求められます。

